

# 廿日市市立中学校における部活動の方針

令和 2 年 3 月

令和 4 年 9 月一部改定

廿日市市教育委員会

## 目 次

はじめに	．．．	2
I 部活動の基本的な考え方	．．．	2
1 学習指導要領における部活動の位置づけ		
2 部活動の現状		
3 本市における部活動の考え方		
II 教育委員会が実施する施策	．．．	7
1 廿日市市立中学校における部活動の方針策定		
2 学校体育団体及び文化団体との連携		
3 地域との連携等		
4 部活動指導員の活用		
5 各部活動の活動計画の作成		
III 学校が実施する施策	．．．	8
1 学校の部活動に係る活動方針の策定		
2 各部活動の活動計画		
3 部活動指導員・外部指導者の活用		
4 事故防止及び健康管理		
5 会計管理		
6 部活動指導上の配慮事項		
IV 休養日及び活動時間の基準	．．．	10
1 休養日		
2 活動時間		
V 学校単位で参加する大会や地域の行事等の見直し	．．．	11
1 参加する大会等数の上限		
2 参加する大会等や地域の行事等の精査		
VI 終わりに	．．．	12

## はじめに

廿日市市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、中学校学習指導要領及び部活動に関する国の動向やスポーツ庁の「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」、文化庁の「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」に則り、広島県が策定した「運動部活動の方針」と「文化部活動の方針」を参考に、本市における部活動の在り方や運営等について、「廿日市市立中学校における部活動の方針」（以下「廿日市市部活動方針」という。）を定める。

### I 部活動の基本的な考え方

#### 1 学習指導要領における部活動の位置付け

学校教育における部活動の位置付けについては、中学校学習指導要領の総則に明記されるとともに、その意義や留意点等についても、中学校学習指導要領解説に示されている。

#### 中学校学習指導要領（平成29年3月告示）第1章第5の1のウ

教育課程外の学校教育活動と教育課程の関連が図られるように留意するものとする。特に、生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。

#### 中学校学習指導要領解説（平成29年7月）

##### 第1章第5節1の②教育課程外の学校教育活動と教育課程との関連より

① スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養、互いに協力し合って友情を深めるといった好ましい人間関係の形成等に資するものである

## 第1章第5節1の②教育課程外の学校教育活動と教育課程との関連より

### 1.3 部活動の意義と留意点等

- ② 部活動は、教育課程において学習したことなども踏まえ、自らの適性や興味・関心等をより深く追求していく機会であることから、第2章以下に示す各教科等の目標及び内容との関係にも配慮しつつ、生徒自身が教育課程において学習する内容について改めてその大切さを認識するよう促すなど、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること、
- ③ 一定規模の地域単位で運営を支える体制を構築していくことが長期的には不可欠であることから、設置者等と連携しながら、学校や地域の実態に応じ、教員の勤務負担軽減の観点も考慮しつつ、部活動指導員等のスポーツや文化及び科学等にわたる指導者や地域の人々の協力、体育館や公民館などの社会教育施設や地域のスポーツクラブといった社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行うこと

## 2 部活動の現状

学校の部活動は、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教師等との好ましい人間関係の構築を図ったり、生徒自身が活動を通して自己肯定感を高めたりするなど、生徒の多様な学び場として、また、部活動の様子を観察を通じた生徒の状況理解等、教育的意義が高い活動である。

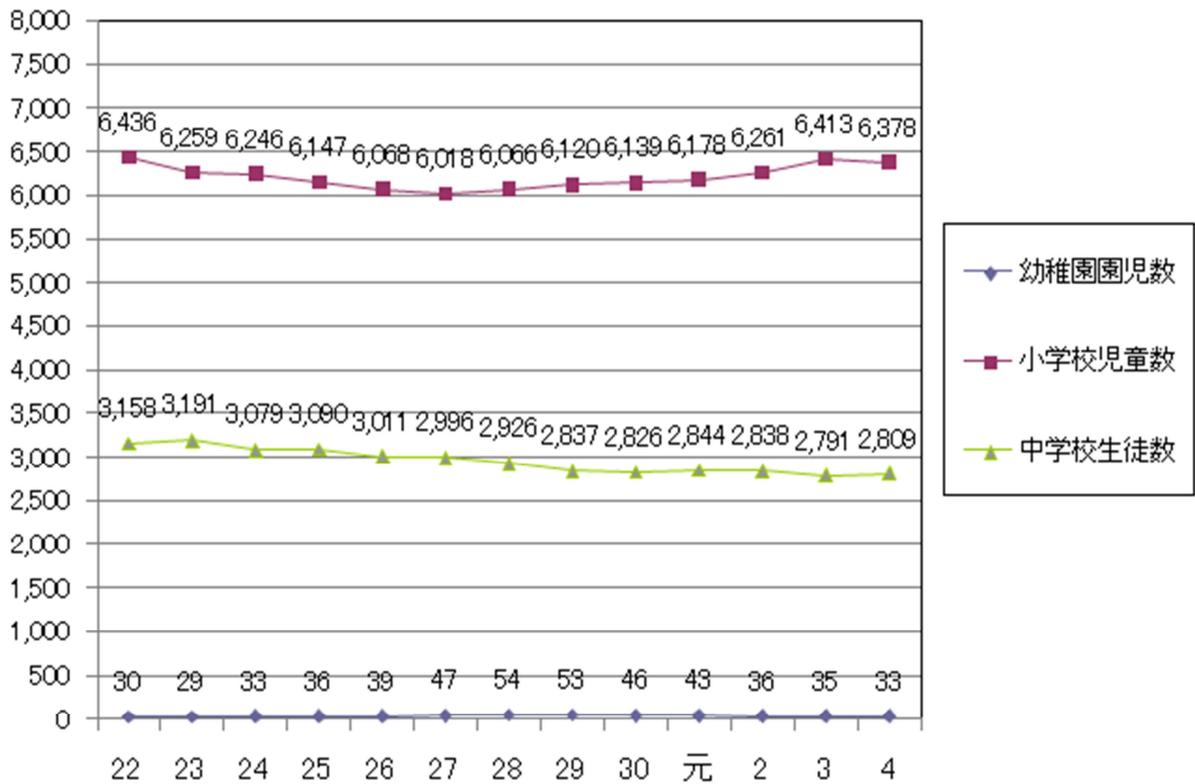
しかし、今日においては、社会・経済の変化等により、教育等に関わる課題が複雑化・多様化し、学校や教師だけでは解決することができない課題が増え、とりわけ、少子化が進展する中、部員数及び顧問となるべき教員数が減少し、従前と同様の運営体制では部活動の維持が難しくなっている。

また、長時間の部活動は、生徒の精神的・体力的負担を伴うだけでなく、中学校教員の時間外勤務の主な要因ともなっていることから、学校における働き方改革の観点からも、運営体制の改善が必要である。

その他、競技（指導）経験の浅い又は全くない教員が、部活動を指導することによる教員の精神的負担や、専門的な知識・技能が指導してもらえない生徒や保護者の不満も課題として挙げられる。

(1) 生徒数の推移

- 中学校の生徒数は、10年前と比較して、9%減少している。
- 中学校の教諭・助教諭の人数は、10年前と比較して、7%増加している。



(2) 廿日市市立中学校の部活動数の推移

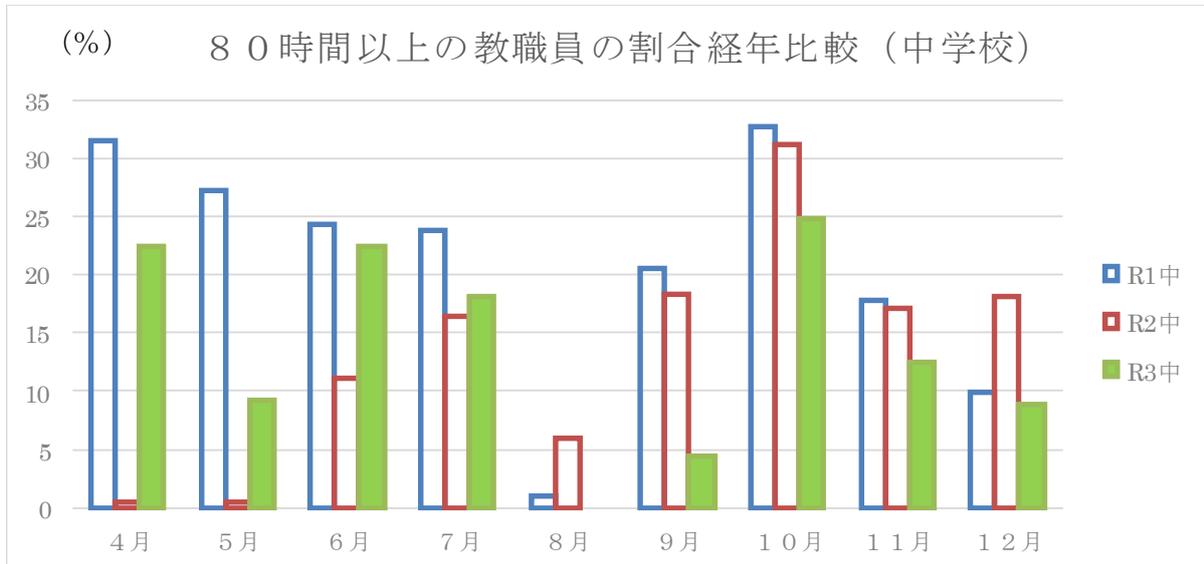
- 廿日市市立中学校の部活動数はこの3年間では減少している。

	廿日市	七尾	阿品台	野坂	四季が丘	佐伯	吉和	大野	大野東	宮島
R1	20	17	15	18	12	16	3	17	16	4
R4	20	16	15	16	12	13	3	17	15	4
増減	0	-1	0	-2	0	-3	0	0	-1	0

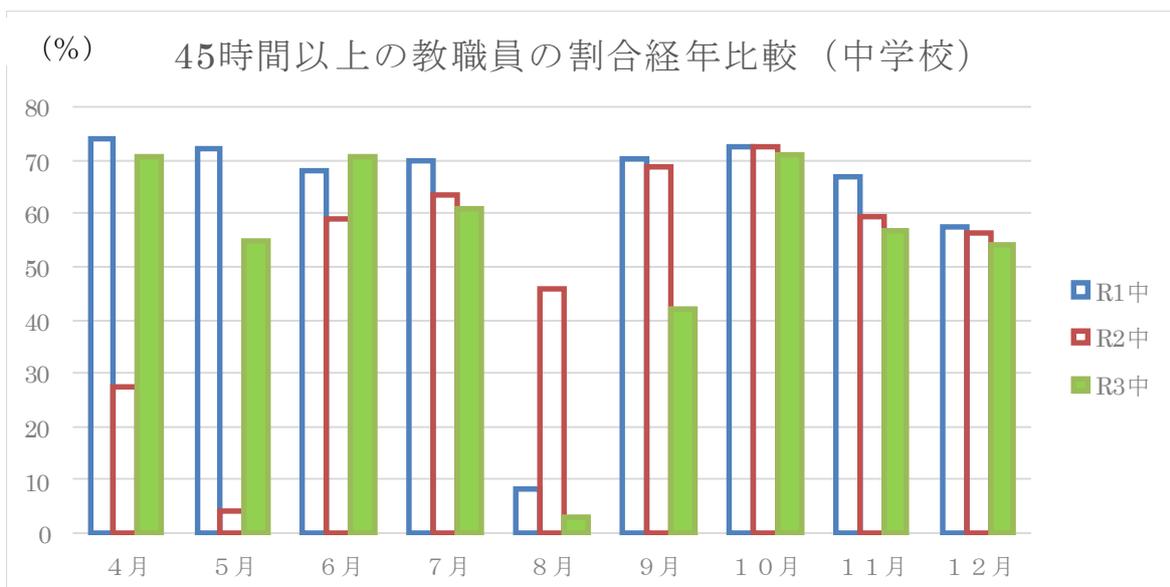
※男子のみ、女子のみ以外の運動部は、男子で1、女子で1として計上している。

### (3) 中学校の時間外勤務時間の推移

- 令和3年度に月80時間（病気や死亡、自殺に至るリスクが高まる労働時間）以上の時間外勤務をしている中学校教職員の割合は、4月から12月の各月を平均すると約14%であり、令和元年度より約7%減少している。



- 令和3年度に月45時間（法律上の時間外労働の原則上限時間）以上の時間外勤務をしている中学校教職員の割合は、4月から12月の各月を平均すると約54%であり、令和元年度より約8%減少している。



※令和2年度は4月と5月に緊急事態宣言による休校期間があり、8月を授業日としていた期間がある。  
 ※令和3年度は緊急事態宣言やまん延防止等重点措置により、部活動停止期間がある。

### 3 本市における部活動の考え方

上記の位置付けや現状を踏まえ、今後、部活動を持続可能なものとするためには、時代に適切に対応できるよう、部活動の在り方に関し、抜本的な改革に取り組む必要が生じていることから、本市における部活動については、以下のとおりとする。

#### (1) 部活動の目的

部活動の目的は、「スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養、互いに協力し合って友情を深めるといった好ましい人間関係の形成等に資する」ものである。

従って、勝利至上主義に偏ることなく、技能の習熟の程度の差に関わらず、部活動への所属感や達成感が感じられるような活動とする。

#### (2) 部活動への参加、所属

部活動は、「生徒の自主的、自発的な参加により行われる」とされていることから、部活動への参加は生徒の自由意志によるものとし、部活動に参加しない生徒が不利益を受けることがないようにする。

部活動への入部、転・退部については、生徒の意向を踏まえて柔軟に対応し、「学校教育が目指す資質・能力の育成に資する」という観点から、生徒自身がよりよい選択ができるよう支援するものとする。

#### (3) 部活動の指導

部活動の目的は、「生徒自身が教育課程において学習する内容について改めてその大切さを認識するよう促すなど、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること」とされていることから、部活動に参加することで、学校が設定した「資質・能力」の育成に資するよう工夫するものとする。

部活顧問の校務分掌への位置付けについては、部活動が学校教育の一環として行われることから、校長が明確に位置付け、原則としてすべての教職員を部活顧問とする。

部活動の指導に当たっては、「学校の部活動における活動方針」（以下、「学校部活動方針」という。）に基づき、部活動顧問、部活動指導員、外部指導者等で指導することとし、次の点について配慮する。

- 大会等における成果を求めることに固執することなく、練習試合や他の学校との交流などを含め、生徒一人ひとりが部や個人の目標に向かって取り組めるようにする。
- 協力して学ぶ力や仲間と困難を乗り越える力を身に付けるため、生徒同士の対話的、協働的な活動を取り入れるなど指導法を工夫するとともに、リーダーを育成し、集団として生徒が主体的に活動に取り組めるようにする。
- 生徒間の暴力行為やいじめの防止のため、望ましい人間関係や人権感覚の育成を図れるようにする。
- いかなる場合においても、学校教育法第11条ただし書きにいう体罰及びセクシャルハラスメント及びパワーハラスメント等により、生徒に対して心理的に傷つけ、人格を否定したり、制圧を加える発言や行為をしてはならない。

## II 教育委員会が実施する施策

### 1 廿日市市立中学校における部活動の方針策定

市教育委員会は、スポーツ庁の「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」、文化庁の「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」並びに広島県が策定した「運動部活動の方針」、「文化部活動の方針」に則り、「廿日市市部活動方針」を策定する。

廿日市市部活動方針の策定に当たっては、これらのガイドライン等で示された休養日及び活動時間の基準を踏まえて、市として休養日及び活動時間等の基準を設定する。

廿日市市部活動方針における部活動とは、スポーツや文化及び科学等、中学校において教育課程外の活動として実施する全ての部活動について適用する。

### 2 学校体育団体及び文化団体との連携

市教育委員会は、学校体育団体及び文化団体と緊密に連携を取り将来にわたって、部活動を持続可能なものとするために、時代に適切に対応できる部活動の在り方に関して定期的に協議を行う。

### 3 地域との連携等

市教育委員会は、休日の部活動の地域移行を図るため、社会教育施設の利用や活用に関して支援するとともに、地域のスポーツ団体、芸術文化関係団体、社会教育関係団体等の各種団体との連携、保護者の理解と協力、民間事業者の活用等による、学校と地域が共に子供を育てるという視点に立った、学校と地域が協働・融合した形での地域における持続可能な活動のための環境整備を進める。

### 4 部活動指導員・外部指導者の活用

市教育委員会は、各学校の生徒や教師の数、校務分担の実態や教師の部活動指導の経験等を踏まえ、部活動指導員・外部指導者を活用することに努める。

### 5 各部活動の活動計画の作成

市教育委員会は、各学校において部活動の活動方針・計画の策定等が効果的に行えるよう、簡素で活用しやすい様式の作成等を行う。

## Ⅲ 学校が実施する施策

### 1 学校の部活動に係る活動方針の策定

校長は、廿日市市部活動方針に則り、毎年度「学校部活動方針」を策定し、4月中旬を目安に学校のホームページへの掲載等により公表する。

活動方針の策定に当たっては、廿日市市部活動方針に示された休養日及び活動時間の基準に則るものとする。

### 2 各部活動の活動計画

部活動顧問は、校長が定めた学校部活動方針に則り、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を作成し校長に提出する。

校長は、活動計画等を学校のホームページへの掲載等により公表するとともに、活動日、休養日及び活動時間等が適切に設定されているか、活動計画及び活動実績を確認し、必要な措置を講ずる。

### 3 部活動指導員・外部指導者の活用

校長は、各部活顧問の各部活動の技術指導の補助や時間外勤務時間の減少を図ることを目的として、部活動指導員の配置について、教育委員会に申し出ることができるものとする。

なお、部活動指導員の活用に当たっては、学校教育について理解し、適切な指導を行うために、部活動の位置付け、教育的意義、生徒の発達の段階に応じた科学的な指導、安全の確保や事故発生後の対応を適切に行うこと、生徒の人格を傷つける言動や、体罰は、いかなる場合も許されないこと、服務（校長の監督を受けることや生徒、保護者等の信頼を損ねるような行為の禁止等）を遵守すること等に関し研修を行う。

また、各部活動の技術指導の補助を行うことにより部活動の充実を図るため、外部指導者を活用できるものとする。

### 4 事故防止及び健康管理

部活動顧問等は、部活動で使用する用具を適切に保管又は管理するとともに、生徒に用具の正しい利用及び管理について指導する。

校長は、活動時期、活動時間及び活動場所の気温や湿度を把握し、活動時間の短縮や活動の中止などについて適切に判断する。その際、「スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック（財団法人日本体育協会）」、「熱中症予防情報サイト（環境省）」などを活用する。

部活動顧問等は、活動開始時に生徒の健康状態・疾病・傷病の状況などの健康観察を行い、健康状況により適切に対応するものとともに、生徒に体調管理の重要性について指導する。

部活動顧問等は、事故が発生した場合、速やかに校長に報告し、応急手当を施す。

校長は、事故の状況に応じて救急搬送を要請するなど必要な措置を講ずる。

### 5 会計管理

部活動顧問は、年間活動計画及び前年度の決算などを基に予算を編成し、保護者から徴収する活動費の必要性などについて計画を立案する。

部活動顧問は、生徒会活動費等からの部活動費及び保護者から徴収した活動費等を適切に管理するとともに、その執行状況について校長に報告する。

校長は、各部活動における会計の執行及び管理状況を確認する。

部活動顧問は、保護者から徴収した活動費の執行状況について保護者に公表する。

部活動に必要な物品のうち、生徒が個人的に使用する物品の購入については、保護者の過度な経済的負担とならないよう配慮する。

## 6 部活動指導上の配慮事項

部活動顧問は、各部活動において、その特性を踏まえた合理的でかつ効率的・効果的な活動を実施し、技能や記録の向上等を図る。運動部活動については、中央競技団体が作成する指導手引を活用して、また、文化部活動については、各分野の関係団体が作成する指導手引を活用して、合理的でかつ効率的・効果的な指導を行う。

部活動顧問は、技能や記録の向上といった生徒の目標が達成できるよう、各部活動の特性を踏まえた科学的な練習方法等を積極的に導入し、適切な休養を取りながら、短時間で効果が得られる活動を実施する。

部活動顧問は、安全点検の徹底、スポーツ障害・バーンアウトの予防、体罰の根絶及び女子への指導に係る正しい理解等、生徒の安全・安心の確保を徹底する。

部活動顧問は、各部活動における技術的な指導方法について、外部指導者の意見を参考とするよう努めるものとする。

## IV 休養日及び活動時間の基準

### 1 休養日

各部活動の運営については、生徒のバランスの取れた生活と成長の確保の観点などを踏まえるとともに、教員の勤務負担軽減の視点からも次に掲げる事項を休養日の基準とする。

#### 【学期中】

- ① 週当たり2日以上 of 休養日を設ける。（平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）は少なくとも1日以上を休養日とする。
- ② 週末に大会参加等で連日活動した場合は、原則、休養日を他の休日の活動日に振り替える。

#### 【長期休業中】

- ① 学期中に準じた扱いを行う。

- ② 学校閉庁期間（8月中旬の数日間、12月29日～1月3日）は、休養日とする。  
ただし、連続する学校閉庁日の開始日から起算して2週間以内に全国大会等への出場を控えている場合、校長の許可により休養日としないことを可能とする。その際、生徒及び保護者の理解を得られるよう、両者に対してあらかじめ十分な説明をするものとする。
- ③ ある程度長期の休養期間を確保するため、活動を実施しないオフシーズン（1週間程度を推奨）を計画的に設定する。

#### 【定期試験への対応】

- ① 各校で設定する試験開始日前から終了までの一定期間は、休養日とする。
- ② 学年及び各部活動の特性等に関わらず、原則として学校として統一した対応を行う。

## 2 活動時間

各部活動の運営については、短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動となるよう、次に掲げる事項について活動時間の基準とする。

#### 【学期中】

- 平日は2時間程度、休日（土曜日、日曜日、祝日等）は原則として3時間程度とする。
- 始業前の朝の時間帯の練習（朝練習）は原則実施しない。ただし、中体連主催大会や広島県吹奏楽連盟主催コンクールの1ヶ月前で、部活動顧問から申し出があった場合は、事前に保護者の理解を得て、校長がこれを許可できるものとする。

#### 【長期休業中】

- 原則として3時間程度とする。

## V 学校単位で参加する大会や地域の行事等の見直し

### 1 参加する大会等数の上限

教育委員会は、各学校の運動部及び文化部が参加する大会・試合の全体像を把握し、週末等に開催される様々な大会・試合、地域の行事・催しに参加することが、生徒や部活動顧問の過度な負担とならないよう、大会等の統廃合等を主催者に要請する。

また、各学校が参加する大会数の上限は、以下を目安とする。

## 【運動部】

各学校の運動部が参加する大会は、学校体育団体の主催若しくは共催する大会とする。

それ以外の大会への参加については、スポーツ庁が示した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」の趣旨を踏まえ、生徒の教育上の意義や、生徒や運動部顧問の負担が過度とならないことを考慮して、関係団体と調整の上、年間を通した大会実施数、実施時期の見直しを図る。

## 【文化部】

各学校の文化部が参加する大会数の上限は、文化庁が示した「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」の趣旨を踏まえ、生徒の教育上の意義や、生徒や文化部顧問の負担が過度とならないことを考慮して、実態に応じて各学校において定めることとする。

## 2 参加する大会等や地域の行事等の精査

校長は、教育的意義、生徒及び部活動顧問の負担軽減の観点から、参加する大会等や地域の行事・催し等を精査し、削減するよう努めることとする。

## VI 終わりに

- 本方針は、教員にとっても生徒にとっても、自主的、自発的な参加により学校教育が目指す資質・能力の育成に資する、本来あるべき部活動のあり方について示すものであるが、今後は学校単位から地域単位での活動に積極的に変えていくことにより、少子化の中でも、将来にわたり本市の生徒がスポーツ・芸術文化に継続して親しむことができる機会を確保する必要がある。。
- このため、市教育委員会は首長部局や地域のスポーツ団体、芸術文化関係団体、社会教育関係団体、民間事業者等と連携して、本方針を踏まえた部活動改革の取組を進めるとともに、地域の実情に応じて、これまでの学校単位の部活動に代わりうる生徒の活動の機会の確保・充実方策について、継続的に検討していくこととする。